

チケットレス定期券利用約款 新旧対照表

現行	改定
<p style="text-align: center;">チケットレス定期券利用約款 芦有ドライブウェイ株式会社</p> <p style="text-align: center;">～ (略) ～</p> <p>第9条 (使用方法) チケットレス定期券の使用方法は次のとおりです。</p> <p>(1) 入口ゲートでは、所定の位置で車両を停止させ、ETC 車載器と入口アンテナの通信により認証を行い、入場してください。</p> <p>(2) 出口ゲートでは、所定の位置で車両を停止させ、ETC 車載器と出口アンテナの通信により認証を行い、出場してください。</p> <p>(3) 第5条第2項に示すチケットレス定期券利用区間外の出口ゲートで出場する場合は、所定の位置で車両を停止させ、ETC 車載器と出口アンテナの通信により認証をさせたうえで、チケットレス定期券の利用区間外の道路使用料金を会社が指定する方法でお支払ください。</p> <p>第10条 (使用の停止又は制限) 次の場合には、チケットレス定期券の使用を停止又は制限をすることがあります。なお、これによって生じた不利益に関しては、会社は一切の責任は負いません。</p> <p>(1) チケットレス定期券が偽造、変造又は不正に作成されたものであるとき。</p>	<p style="text-align: center;">チケットレス定期券利用約款 芦有ドライブウェイ株式会社</p> <p style="text-align: center;">～ (略) ～</p> <p>第9条 (使用方法等) <u>1. チケットレス定期券の使用方法は次のとおりです。</u></p> <p>(1) 入口ゲートでは、所定の位置で車両を停止させ、ETC 車載器と入口アンテナの通信により認証を行い、入場してください。</p> <p>(2) 出口ゲートでは、所定の位置で車両を停止させ、ETC 車載器と出口アンテナの通信により認証を行い、出場してください。</p> <p>(3) 第5条第2項に示すチケットレス定期券利用区間外の出口ゲートで出場する場合は、所定の位置で車両を停止させ、ETC 車載器と出口アンテナの通信により認証をさせたうえで、チケットレス定期券の利用区間外の道路使用料金を会社が指定する方法でお支払ください。</p> <p><u>2. ゲートにおいて車両を停止させないなど、本約款に定める利用方法や会社の指示に従わない走行によって会社設備を破損させた場合は、損害賠償として、当該破損を修理するために要する実費をお支払いいただきます。</u></p> <p>第10条 (使用の停止又は制限) 次の場合には、チケットレス定期券の使用を停止又は制限をし、<u>もしくは更新をしない</u>ことがあります。なお、これによって生じた不利益に関しては、会社は一切の責任は負いません。</p> <p>(1) チケットレス定期券が偽造、変造又は不正に作成されたものであるとき。</p>

- (2) 利用者がチケットレス定期券を違法に取得したとき、又は違法に取得されたチケットレス定期券であることを知りながらもしくは知ることができる状況でチケットレス定期券を取得したとき。
- (3) チケットレス定期券を購入した車両番号以外の車両に使用したとき。
- (4) チケットレス定期券の有効期間を終了し、継続の購入をしないまま経過したとき。
- (5) ETC 車載器の故障、自動発券機又は料金自動精算機、アンテナ、通信設備および回路の故障、停電、コンピュータ設備の異常ならびにシステムの一部又は全部をメンテナンスにより休止する場合等によりチケットレス定期券を認証できないときは、チケットレス定期券をご使用いただけません。この場合には、定期券購入時に発行する定期券購入証明書を係員に提示することにより通行できます。
- (6) その他、チケットレス定期券を不正利用の手段として使用した場合や不適切な使用と会社が判断した場合、会社が使用停止を行うことが適当であると判断した場合。

第 11 条 (不正使用等)

1. チケットレス定期券は、前条第 1 項から第 4 項及び第 6 項に該当する場合、無効として使用を停止し、以降の定期券の販売を停止することがあります。
2. 前条第 1 項から第 4 項及び第 6 項に該当し、不正に道路を利用した場合は、当該利用区間の道路使用料金のほかにその倍額に相当する金額を合わせて徴収いたします。

～ (略) ～

- (2) 利用者がチケットレス定期券を違法に取得したとき、又は違法に取得されたチケットレス定期券であることを知りながらもしくは知ることができる状況でチケットレス定期券を取得したとき。
- (3) チケットレス定期券を購入した車両番号以外の車両に使用したとき。
- (4) チケットレス定期券の有効期間を終了し、継続の購入をしないまま経過したとき。
- (5) ETC 車載器の故障、自動発券機又は料金自動精算機、アンテナ、通信設備および回路の故障、停電、コンピュータ設備の異常ならびにシステムの一部又は全部をメンテナンスにより休止する場合等によりチケットレス定期券を認証できないときは、チケットレス定期券をご使用いただけません。この場合には、定期券購入時に発行する定期券購入証明書を係員に提示することにより通行できます。
- (6) 前条第 2 項に該当する場合であつて、複数回にわたって実費の支払いをしないなど、その態様が悪質な場合。
- (7) その他、チケットレス定期券を不正利用の手段として使用した場合や不適切な使用と会社が判断した場合等、会社が使用停止等を行うことが適当であると判断した場合。

第 11 条 (不正使用等)

1. チケットレス定期券は、前条第 1 項 (1) から (4) 及び (6) 、 (7) に該当する場合、無効として使用を停止し、以降の定期券の更新をしないことがあります。
2. 前条第 1 項 (1) から (4) 及び (6) 、 (7) に該当し、不正に道路を利用した場合は、当該利用区間の道路使用料金のほかにその倍額に相当する金額を合わせて徴収いたします。

～ (略) ～

第 17 条 (免責事項)

次の各号の場合において、利用者その他の第三者に対して損害等が生じたときでも、会社は、一切責任を負わないものとします。ただし、会社の故意又は重過失による場合は、この限りではありません。

- (1) 第 10 条のチケットレス定期券の使用の停止又は制限により、チケットレス定期券が利用できなかった場合
- (2) 第 11 条のチケットレス定期券の不正使用によるチケットレス定期券の使用停止及び販売停止の場合
- (3) 第 14 条のチケットレス定期券の取扱の終了による場合
- (4) 前条の反社会的勢力の排除に基づくチケットレス定期券の使用停止による場合

- (5) その他、チケットレス定期券の利用にあたって会社の責めに帰すことができない事由による場合

～ (略) ～

附則 本約款は、2023 年 6 月 21 日から適用します。

第 17 条 (免責事項)

次の各号の場合において、利用者その他の第三者に対して損害等が生じたときでも、会社は、一切責任を負わないものとします。ただし、会社の故意又は重過失による場合は、この限りではありません。

- (1) 第 10 条のチケットレス定期券の使用の停止又は制限もしくは不更新により、チケットレス定期券が利用できなかった場合
- (2) 第 11 条のチケットレス定期券の不正使用によるチケットレス定期券の使用停止及び販売停止の場合
- (3) 第 14 条のチケットレス定期券の取扱の終了による場合
- (4) 前条の反社会的勢力の排除に基づくチケットレス定期券の使用停止による場合
- (5) 本約款に定める利用方法に違反し又は会社の指示に従わない走行を行った場合
- (6) その他、チケットレス定期券の利用にあたって会社の責めに帰すことができない事由による場合

～ (略) ～

附則 本約款は、2023 年 6 月 21 日から適用します。

本約款は、2024 年 6 月 17 日に改定します。